

5 外国籍県民等への支援

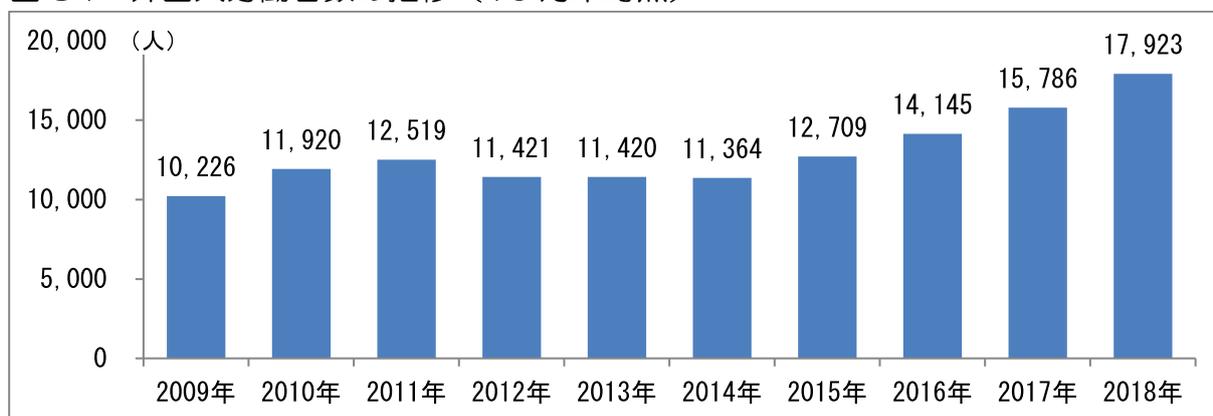
目指す姿

- 国籍や文化の違いなどの多様性を尊重し、外国籍県民の存在を積極的にとらえて地域の活力につなげるとともに、誰もが参加し協働する地域づくりを目指します。

現状と課題

- 外国籍県民の定住者が増加することにより、生活相談内容が専門化・複雑化しています。特に、医療機関での受診時のコミュニケーションへのサポートなどが課題であり、外国籍県民の高齢化に伴う介護・医療の問題も懸念されます。
- 平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、新たな在留資格として「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設されました。これにより、我が国に居住する外国人が増加することが想定されます。
外国籍県民が生活に必要な日本語やルールを理解するため、また、外国籍県民の積極的な地域づくりへの参画を推進するためには、受入環境を整備することが一層必要になります。
- 学齢期の外国籍の子どものうち国公立小中学校や朝鮮初中級学校及び母国語教室（ブラジル人学校）のいずれにも在籍せず、就学状況が不明な児童生徒がいます。就学状況が不明な児童生徒の中には学校への不適合や経済的な理由等により不就学となっている子どもが含まれている可能性があることから外国籍児童生徒本人や、学校への援助が必要です。
- 長野労働局「長野県の『外国人雇用状況』の届出状況」によると長野県の外国人労働者数は過去最多の1万7,923人（平成30年（2018年）10月末時点）です。その要因としては、技能実習制度の活用が進んでいること、政府が推進している高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること、雇用情勢の改善が着実に進み、就労に制限のない身分に基づく在留資格の方々の就労が増えていること等が背景にあるとされています。
- 外国人労働者が増加する中で産業を担う人材として、外国人労働者が地域に溶け込みながら活躍してもらえるよう支援する必要があります。

図34 外国人労働者数の推移（10月末時点）



長野労働局「長野県の『外国人雇用状況』届出状況」

主な施策の方向性

(1) 外国籍県民等の生活支援

- 外国籍県民等が生活に必要な知識や日本語を習得するための学びの場を確保するとともに、多言語で地域生活における相談や情報提供を行う支援体制の整備を推進します。（国際課）
- 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の高齢化や言葉の問題に起因する生活上の諸問題の解決や地域からの孤立を防ぐため、通訳等の派遣により地域において安心してくらすせるよう支援します。（地域福祉課）
- 外国籍県民・外国人旅行者の被災支援に対応する多言語での情報発信、外国籍県民を対象とした防災訓練等を実施し、防災知識の普及に努めます。（危機管理防災課、国際課）
- 外国籍県民等が行政機関からの情報や生活に必要な知識を得られるよう、情報の多言語化や必要な情報にアクセスしやすい環境の整備を行います。（国際課）
- 医療機関における「外国籍県民医療のための問診票」の活用を促進するなど、外国人が医療機関を安心して利用できる体制づくりを促進します。（医療推進課）

(2) 外国籍児童生徒への学習支援

- 日本語が不自由な帰国生徒及び外国籍生徒の学校生活を支援するための生活支援相談員を配置し、学校生活への適応を促進します。（高校教育課）
- （公財）長野県国際化協会が行う外国籍児童就学支援事業を通じて、経済的に困難な状況にある外国籍児童生徒に対する就学支援のほか、日本語教室への支援などを行います。（国際課）

多文化共生の取組「多言語支援センター設置・運営訓練」

県民文化部国際課

<取組の背景>

災害時に多言語による情報提供等を行えるよう、県では、2014年3月に、外国籍県民及び外国人旅行者を対象とした、避難場所での生活環境整備に関するガイドラインを策定しました。

このガイドラインでは、避難所を開設した市町村において「災害多言語支援センター」を設置し、多言語による情報の提供や避難所への巡回による支援などの応急活動を迅速に行うこととしています。

<取組の具体的な内容>

有事に備えて市町村等と連携し、災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行っています。また、災害について経験や知識がない外国籍県民もいることから、防災に対する意識の向上を図るため、避難所での生活等に関する模擬体験を行うなどしています。

訓練メニュー

○災害多言語支援センター設置・運営訓練

センターの設置・運営のシミュレーションを行います。災害情報の多言語化や、避難所でのニーズの聞き取り、情報伝達等について学びます。

○避難所体験訓練

日本で発生する災害、避難場所、避難所での生活等について学びます。



<取組の効果・課題>

近年、災害が増加していることから災害時の対応について関心が高まっています。国籍等に関わらず、誰もが住みやすい多文化共生の地域づくりのために、行政の積極的な取組や外国籍県民を含む県民全体の意識づくりが必要です。

6 再犯防止

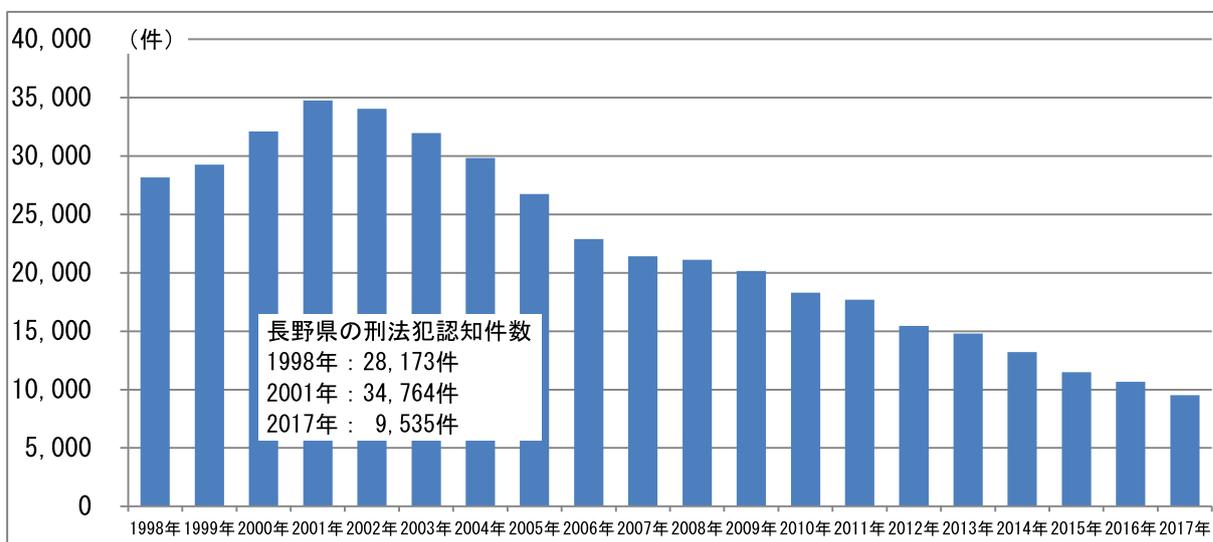
目指す姿

- 犯罪をした人が円滑に社会の一員として復帰できるよう支援するとともに、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

現状と課題

- 長野県の刑法犯の認知件数は2001年（平成13年）の34,764件をピークに減少傾向にあり、2017年（平成29年）は9,535件と初めて1万件を下回っています。
（※認知件数は、犯罪について被害の届出等により警察が発生を認知した事件の数）

図35 長野県における刑法犯認知件数の年別推移



長野県警察本部「平成29年長野県犯罪の特征的傾向」

長野県警察本部「平成28年犯罪統計書 長野県の犯罪」

- 一方、刑法犯により検挙された再犯者については、刑法犯の減少傾向を上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める人員の比率（「再犯者率」）は一貫して上昇し続けており、全国の再犯率は2016年（平成28年）は48.7%となり、本県においても、46.5%となっています。
- 平成19年版犯罪白書によると、1948年（昭和23年）から2006年（平成18年）までの間に刑が確定した人のうち、100万人を無作為に抽出し分析したところ、初犯者が71.7%であるのに対し、再犯者は28.9%となっています。また、それぞれが起こした事件は、初犯者は42.3%であるのに対し、再犯者は57.5%を占めています。つまり、約3割の再犯者により、約6割の犯罪が発生しており、そのため、再犯防止が重要な課題となっています。
- そのため、国は、2016年（平成28年）12月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに再犯の防止等に関する施策を

総合的に推進していく基本的事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、2017年（平成29年）12月には、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「再犯防止推進計画」を策定しています。

- 国の再犯防止推進計画では犯罪をした者等が、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱えていることを指摘しています。
- これまでの国の刑事司法関係機関による取組のみならず、国・地方公共団体・民間団体が一丸となり、切れ目なく、息の長い支援を実施することが必要です。
- 県においても、平成31年度に「長野県再犯防止推進計画（仮称）」を策定し、犯罪をした者等が、地域社会の中で孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰できる、「誰にでも居場所と出番のある長野県」を目指すとともに、県民が犯罪により被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

主な施策の方向性

（1）再犯防止推進に向けた支援体制の構築

- 犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組を進め、支援ニーズの把握や必要な支援を行うため、刑事司法関係機関と地域の社会資源をつなぐネットワーク構築等を行うことにより、再犯防止支援の体制をつくります。（地域福祉課）
- 「長野県再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした者等が、地域社会の中で孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰できる、「誰にでも居場所と出番のある長野県」を目指すとともに、県民が犯罪により被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。（地域福祉課）

（2）罪を犯した者等の社会復帰の支援

- 地域生活定着促進センターの取組を通じて、高齢や障がい等により福祉的支援を必要とし、かつ、帰住予定地が確保できない刑務所出所予定者の社会復帰を支援します。（地域福祉課）
- 県が直接保護観察中の少年を雇用することで、罪を犯してしまった少年が一日も早く社会復帰して安定した生活を送れるよう支援し、再犯防止を推進します。（地域福祉課）
- 犯罪をした者等のうち、直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に向けた生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を実施します。（地域福祉課）

（3）再犯防止推進に係る周知について

- 犯罪や非行のない明るい社会を築くため、国が実施する“社会を明るくする運動”に参画するとともに、市町村への協力を図ります。（地域福祉課）

7 高齢者・障がい者・子ども等の地域生活課題への対応

目指す姿

- 人生100年時代及び人口減少社会の到来、家族や社会的なつながりの希薄化等、社会情勢が変化する中、地域住民等が主体的・自主的に、また、協働して地域課題を解決し、誰もが住みなれた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる社会を目指します。

現状と課題

(1) 高齢者への支援

- 高齢化が進行する中、医療・介護・福祉の専門職や関係機関が相互に連携し、包括的な支援を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域包括ケアを推進しています。
- 「介護の社会化」を進めるために介護保険制度が導入されましたが、自宅で介護をする場合、依然として家族が介護の主な担い手となっている場合が多く、家族介護者（高齢者を在宅で介護する家族）の負担を軽減することが必要です。
- 人口の減少と高齢者人口の増加が見込まれる中、高齢者が介護・介助が必要となる主原因である「身体的、精神・心理的、社会的なフレイル（虚弱）」を予防し、培ってきた知識や経験を活かし地域の支え手として社会参加することが期待されています。
- 認知症高齢者数は、厚生労働省による高齢者人口に占める認知症高齢者の有病率を用いた推計で、2012年（平成24年）に8.8万人、2015年（平成27年）に9.8～10万人となりました。いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年には、65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。
- 認知症高齢者への虐待防止や、行方不明者の早期発見・保護のため、認知症の理解促進や地域での見守り体制の構築を進める必要があります。

(2) 障がいのある人への支援

- 医療機関や入所施設からの地域生活への移行が進んでおり、県内のグループホームの利用者数は2009年（平成21年）の1,420人から2018年（平成30年）には2,664人にまで増加しています。（各年4月1日現在）
- 障がいのある人のニーズの多様化、居宅介護や短期入所など、居宅サービスの利用が増加する中で、専門性の高い従事者の育成を図るとともに、相談支援の質を向上させ、利用者やその家族のニーズに沿ったかたちでサービスが提供されるよう体制づくりを進める必要があります。
- 障がいのある人の新たな就労の場の開拓が必要となっています。人口減少や高齢化等により担い手が不足している農林業分野の課題と、障がいのある人の就労の場の創出という福祉分野の課題に対応するための「農福連携」・「林福連携」の取組の広がりが期待されています。

(3) 子ども・子育て支援

- 本県の出生数は14,519人（2017年（平成29年））であり1975年（昭和50年）以降、減少傾向で推移してきました。
- 核家族化の進行、共働き家庭やひとり親家庭等の増加により、家庭の養育力・教育力が低下しているため、地域で家庭を支える仕組みが求められている一方で、地域のつながりの希薄化により、子育てに対する助言、協力を得ることが困難な状況も見受けられます。
- 子育てについて不安や悩みを抱えている親を相談・支援につなげる地域の見守り体制の充実が求められています。
- 不登校児童生徒の在籍比は2013年（平成25年）に比べ、増加傾向にあります。不登校のまま中学を卒業して家居状態の子どもや中途退学した生徒が支援機関につながりやすい体制の構築が必要です。
- 学校段階が上がるにつれて自己肯定感が低下しています。将来的なニート・ひきこもりを防ぐため、幼児期や学齢期からの自己形成支援が必要です。

(4) 難病者への支援

- 難病対策は1972年（昭和47年）に策定された「難病対策要綱」により実施されてきましたが、2014年度（平成26年度）に難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。（以下「難病法」という。））が施行されたことに伴い、現在ではこの難病法に基づき、基本方針の策定、医療費助成の実施、調査研究、療養生活環境の整備を行っています。
- 難病法では、難病の特性に応じて、社会福祉その他の関連施策と連携しつつ、難病患者の社会参加の機会確保及び地域社会における尊厳保持等総合的支援を行うことが求められています。
- 難病患者においては発症後の長期間の療養生活や病気に対する不安があり、医療機関、地域支援者が連携し地域で難病患者を支援することが求められます。
- 難病患者のニーズに適切に応えられるよう、医療機関や地域支援者への知識及び技術を習得する機会の提供が必要です。

表6 難病に係る各医療費助成の受給者数の推移

単位：人

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
特定医療費	-	-	14,685	15,589	15,900	14,084
特定疾患治療研究	13,796	14,304	52	42	41	39
先天性血液凝固因子障がい等	62	71	71	72	74	77
長野県特定疾病	65	69	65	61	56	3
遷延性意識障がい	51	8	6	7	5	9

長野県保健・疾病対策課調べ

主な施策の方向性

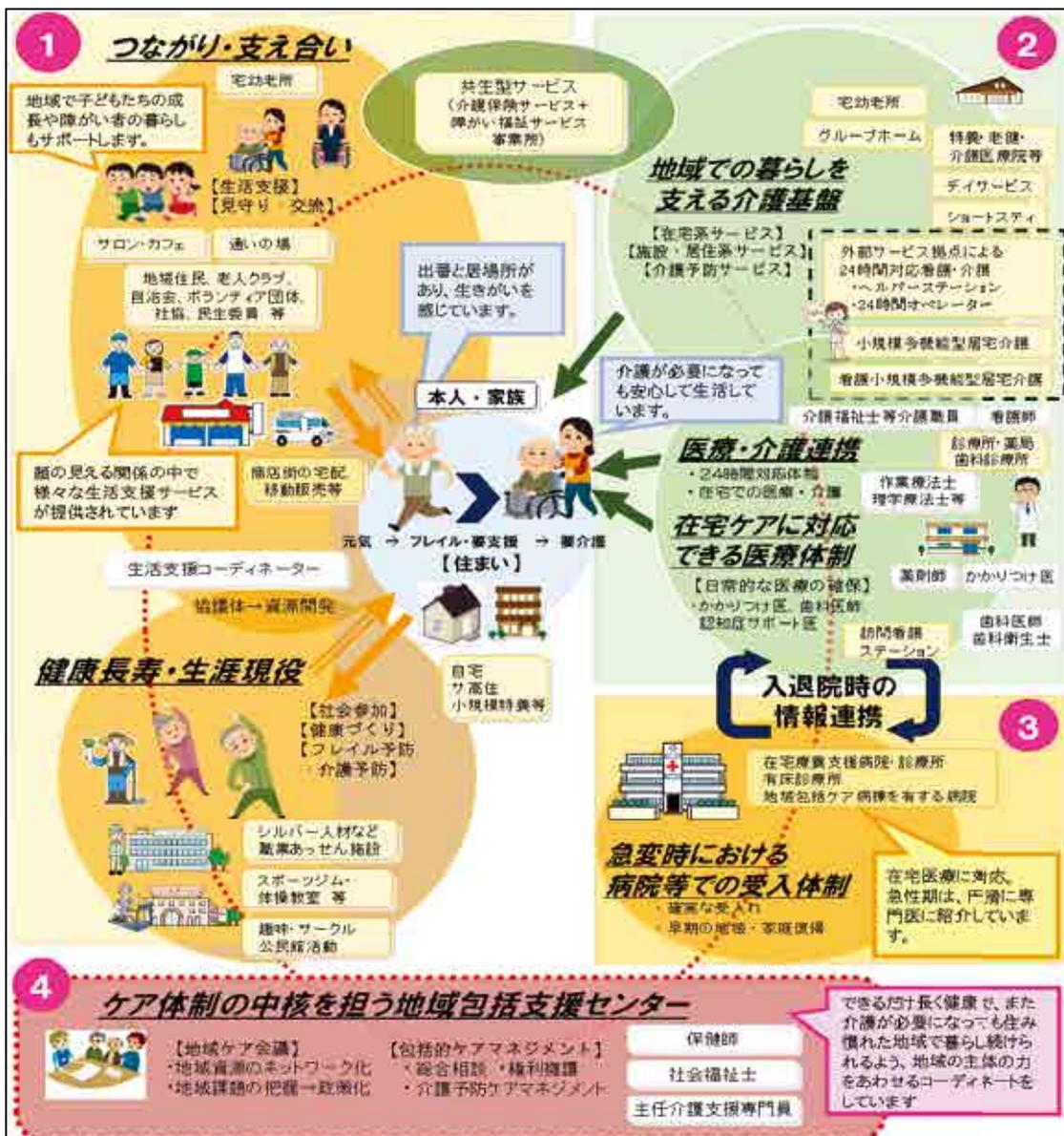
(1) 高齢者への支援

① 高齢者が生きがいを持ってくらす地域づくり

- 長野県長寿社会開発センターと連携し、高齢者の社会参加に必要な仕組みづくりを進め、意欲ある高齢者と活躍の場のマッチングを支援することで「人生二毛作社会づくり」を推進します。（健康増進課、介護支援課、労働雇用課）
- 高齢者がフレイルサイクルに陥らないよう、フレイルの概念と対策の重要性を地域住民、市町村担当者等に対し普及啓発を行うとともに、フレイルに関する専門職等の資質向上や、フレイルに陥った高齢者を早期に発見し、多職種連携体制の整備とその効果的・効率的な介入を推進します。（健康増進課、保健・疾病対策課、介護支援課）

② 地域包括ケア体制の確立

- 地域包括ケア体制の構築の主体である市町村や中核的な役割を担う地域包括支援センターの職員の資質向上を図ります。（介護支援課）
- 長野県が目指す保健・医療・介護（福祉）の連携と自治の力を生かした「地域包括ケア体制」のイメージ



第5章

個別重点課題・くらしを支える取組

- 家族介護者が抱えている介護をする上での困りごとを、地域包括支援センターを中心に地域で支える仕組みづくりを支援するとともに、地域支援事業等で実施する家族介護支援事業の取組事例の紹介や情報提供等を通じて市町村の家族介護支援の取組を支援します。（介護支援課）
 - 市町村等関係機関と連携し、介護保険と障がい福祉両制度に位置づけられる「共生型サービス」の実施等、高齢者・障がい者のニーズに応じたサービスが提供できる包括的な支援体制づくりを行います。（介護支援課、障がい者支援課）
- ③認知症高齢者等への支援
- 高齢者人口の増加に伴い、医療及び介護が必要になる方、認知症の方が増加していく中で、病院に入院しても円滑に在宅療養に移行し、住み慣れた地域で適切な医療・介護・生活支援が受けられるよう、在宅医療や在宅介護サービスの充実を図ります。（介護支援課、医療推進課、保健・疾病対策課、薬事管理課）
 - 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動がより効果的に進められるよう情報提供等により市町村の取組を支援するとともに、認知症の理解促進や見守り体制の構築を推進します。（保健・疾病対策課）
 - 若年性認知症（65歳未満で発症する認知症の総称）の人やその家族の意見が尊重されるよう、若年性認知症コーディネーターが調整役となり支援関係者とのネットワークづくり、居場所づくり等の支援を行います。（保健・疾病対策課）

「なかのなっちょ隊`（だい）」～支え合いの地域づくり～

中野市の生活支援体制整備事業と協議体

<取組の経過>

中野市では介護保険サービス利用者数の増加、支え手の不足、地域でのつながりの希薄化等の社会環境の変化の中で、住み慣れた地域で安心して年齢を重ねていけるよう、平成29年3月に生活支援体制整備事業における第一層協議体を設立しました。平成30年1月第6回の話し合いにおいて協議体の名称を「なかのなっちょ隊`」と決定し、単に生活支援サービスを作ることを目的とせず、常に地域の皆さんの声を聴きながら、「支え合いの地域づくりに向けての気持ちづくり」「主体的・自主的な参加」に重きを置き、話し合いを重ねています。

<多様な参加者>

JA厚生連北信総合病院、中野市社会福祉協議会、ジェイエイ・アップル（株）、中野広域シルバー人材センター、高水福祉会、民生児童委員協議会、介護支援専門員連絡会、長寿社会開発センター北信支部、長野県社会福祉協議会、地域住民

<なかのなっちょ隊`であがった地域のニーズ>

- ・地域の中で暮らし続けていくための生活を支える資源の不足
- ・地域の間人関係の希薄化
- ・地域活動を継続・充実させるための周知方法やマッチング方法の不足
- ・介護予防の重要性⇒地域の皆さんも担い手となり社会参加し支え合う「支え合いの地域づくり」の実現が必要

（「なかのなっちょ隊`（だい）」続き）

＜課題の解決に向けた取組＞

「第1回支え合いの地域大交流会 in なかの」を開催。

「第1回みんななっちょだい？」を開催。

第12回なかのなっちょ隊`を開催。

地域づくり活動の担い手育成や地域住民となかのなっちょ隊`

が支え合いの地域づくりに向け話し合う場の開催等に取り組んでいます。



（2）障がいのある人への支援

①障がいのある人の地域生活を送るための支援

- 県自立支援協議会等を活用した地域の現状や課題等の把握・共有、好事例の紹介等を通して、市町村の地域生活支援拠点等の効果的かつ持続可能な運営を支援します。（障がい者支援課）
- 市町村及び相談支援事業所等地域の支援者と連携して、体験の機会・場の利用等により、施設や病院に長期入所（入院）している障がいのある人の地域生活移行を進めます。（障がい者支援課）
- 相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図るため、実践力を高めるための研修を実施します。（障がい者支援課）
- 障がいのある人等を在宅でケアしている家族等を癒すため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス（レスパイトケア）を身近な地域で利用することができるよう、短期入所サービスを提供する事業所の拡充を図ります。（障がい者支援課）

②農林業分野における就労支援

- 農業関係者に対し、障がいのある人を農業の担い手として位置づけることについての意識啓発を図るとともに、農業就労チャレンジコーディネーターによる農家等と事業所のマッチングや、農作業の技術指導等を行う農業就労チャレンジサポーターの派遣等により、農業分野における就労の場の拡大を推進します。（障がい者支援課、農村振興課、労働雇用課）
- 森林税を活用した「県民協働による里山の整備・利用」について、障がい者就労支援事業所等と連携することで、地域の里山の利活用を推進するとともに、障がい者の就労の場の創出・拡大を図ります。（障がい者支援課、森林政策課）
- 農業及び林業分野での就労は、生きづらさを抱える人にとって就労機会の拡大や状態の改善に有効であり、農林業にとっても担い手の確保や荒廃農地・山林の再生等のメリットがあることから、関係部局・諸団体との連携をより一層強化します。（障がい者支援課、農村振興課、森林政策課、労働雇用課）

③多様な障がいに対する支援の充実

- 障がいの特性等によらず、障がい児者が希望する地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスの提供体制を構築するとともに、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関と連携した支援体制を構築します。

- ・医療的ケア児のライフステージに応じた専門的な知識により支援できる人材を養成します。
- ・地域における発達障がい診療・支援体制を強化するため、長野県発達障がい専門医等の人材育成に取り組みます。
- ・高次脳機能障害支援拠点病院において障がい者総合支援センターや障害福祉サービス事業所等と連携し、当事者や家族への相談支援を実施します。
- ・強度行動障がいのある人に適切なサービスが提供されるよう福祉施設職員を対象とした研修等により専門的な知識や支援技術等を有する人材を育成します。(障がい者支援課、保健・疾病対策課、次世代サポート課等)

県庁 ワゴンカフェ

健康福祉部障がい者支援課

「こんにちは！ワゴンカフェです。」

スタッフの皆さんの元気なあいさつとともに、県庁各課の事務室にコーヒーの香りが漂い、焼き立てのパン満載のワゴンカフェが回ってきます。

「長野県庁ワゴンカフェ」は、2004年（平成16年）3月3日、障がい者が生き生きと働いている姿を通して障がいへの理解を深め、障がい者の自立と社会参加を支援することを目的として始めました。

以来14年に渡り、県庁2階の喫茶室「マド」で淹れられた深い味わいのコーヒーや就労支援事業所で作られたパン、クッキー等の販売を続け、今ではすっかり県庁内に定着しています。

カフェスタッフと来庁した県民や職員が会話を交わすことにより、障がいがある人もない人も共に生きる社会づくりと「心のバリアフリー」の推進に、一役買う存在となっています。

<営業形態>

- ・就労支援事業所の職員1名及び障がい者2名のグループによる巡回販売
- ・閉庁日を除く毎日、ワゴン1台により、午前午後2時間ずつ各課を巡回



〔巡回販売〕

エコーンファミリー、喫茶りんどう
(悠友ハウス)

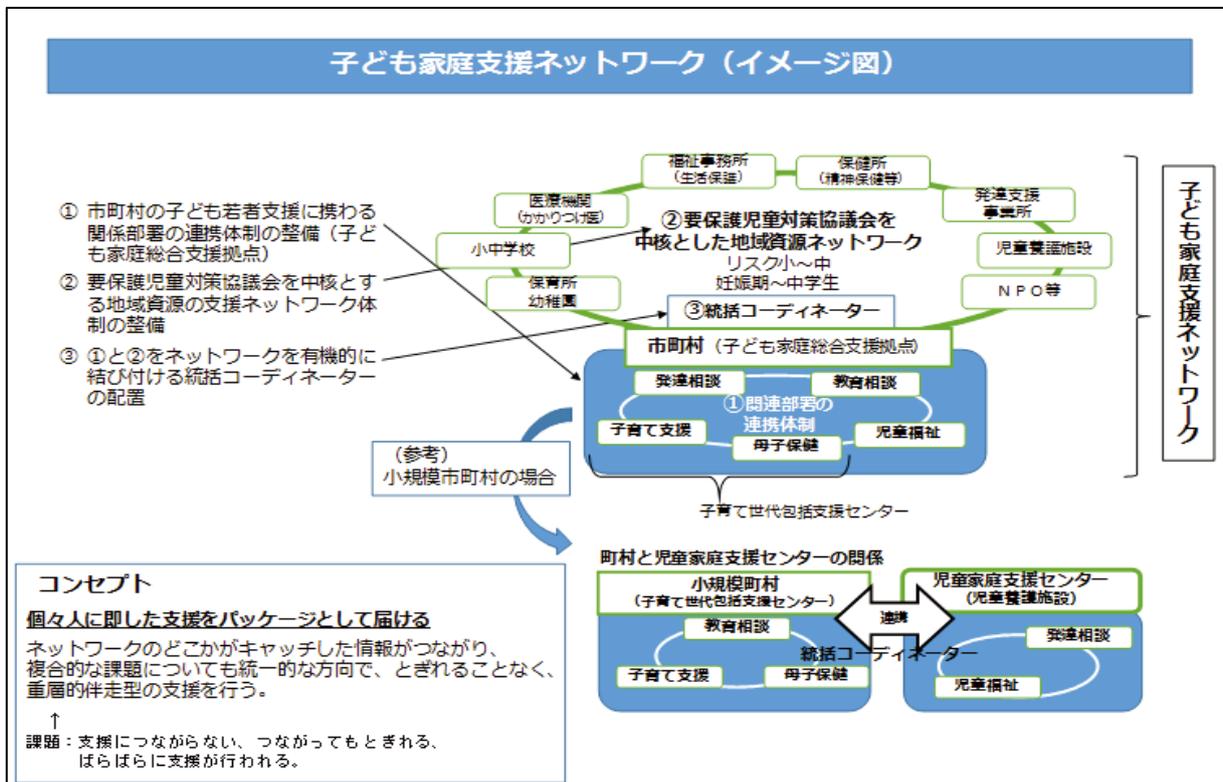
〔パン委託販売〕

エコーンファミリー、あんだんて
森と木ベジタボーラ(森と木マーケット)
※喫茶りんどう(悠友ハウス)は就労移行支援事業所、他は就労継続支援B型事業所

(3) 子ども・子育て

- 「子ども家庭支援ネットワーク」の体制整備を進め、複雑な課題を有する家庭等に対して、関係機関と連携して自立の機会に結び付けるまでの切れ目のない支援を実施します。また、保育士、教員、保健師、医療従事者、民生・児童委員、子育て支援団体等が地域の見守り人材としての役割を發揮し、子育て家庭の孤立を防ぎ、様々な困難を抱える子どもに対する早期支援を図ります。
(こども・家庭課、保健・疾病対策課)
- 地域のつながりの中で子どもたちの成長を支える子どもの居場所「信州こどもカフェ」の設置を推進します。(次世代サポート課)
- 女性の社会進出や、就労形態の多様化による保育ニーズの拡大に対応し、3歳未満児保育や、保護者が希望する場所での保育サービス、病児・病後児保育等、地域の実情に応じた保育サービスの提供を図ります。(こども・家庭課)

● 「子ども家庭支援ネットワーク」イメージ図



長野県次世代サポート課

第5章

個別重点課題・くらしを支える取組

町村部における「子どもの学習支援事業」の取組

健康福祉部地域福祉課

＜事業の概要＞

県では、子どもの社会性の育成や自立を促し、貧困の連鎖を断ち切ることを目的に、生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習支援事業」を、2017年度（平成29年度）から実施しています。対象者は、県内町村に居住する世帯の小学生から高校生世代のひきこもりや不登校等の子どもで、学習支援協力員（有償ボランティア）が個別に家庭訪問による学習支援や生活支援を行います。

2017年度（平成29年度）に2町で実施したノウハウを活用し、2018年度（平成30年度）以降、順次、実施町村を拡大しています。

＜事業実施のポイント ～教育と福祉の連携～＞

- ・学校からの情報提供を基に、対象となる子どもへのアプローチや支援方法を検討し、PDCAによる継続支援を実施
- ・町村の子ども支援対策の延長線上に本事業を取り入れ、教育相談員やスクールソーシャルワーカーと連携し、重層的・横断的な支援を実施
- ・地域資源を活用し、学習だけでなく、自立に必要な力をつける生活支援も実施



学習する小学生



電車の乗り方を学ぶ中学生

＜取り組んで良かったこと＞

- ・教育と福祉の連携ができ、新たなネットワークができたこと。
- ・中学校卒業後も継続的な関わりを持つことができ、高校中退防止や孤立の解消につながったこと。
- ・町村全体で子ども支援を考える土壌が育まれ、地域づくりにつながる可能性が生まれたこと。

子どもの居場所「信州こどもカフェの取組」

「信州こどもカフェ」は、地域の大人と子どもとの温かなつながりの中で、子どもたちの成長を支え、たとえ困難があってもそれを乗り越えて自立する力をつけてもらうため、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品のリユース等により家庭機能を補完する子どもの居場所の愛称です。

平成28年度に松本市と飯田市の2カ所で信州こどもカフェのモデル事業を実施し、延べ1150人余りの子どもが参加しました。約半年の事業を通じて、子どもたちが宿題を持参し学習する姿が見られるようになったり、地域の中であいさつをする姿が見られるようになり、その効果を実感したところです。

県では、信州こどもカフェを普及拡大するため、NPO、行政機関、支援団体、民間企業等の多様な主体の情報交換や連携・協働を促進する交流の場である「地域プラットフォーム」を県内10広域ごとに立上げ、その取組を進めています。また、各地域プラットフォームを拠点として信州こどもカフェの担い手の育成を行っています。

(4) 難病患者への支援

- 特定医療費助成事業等により医療費の自己負担の軽減を図ります。
(保健・疾病対策課)
- 重症難病患者が入院治療を必要とした場合に適切な入院施設を確保するため、難病医療コーディネーターを配置するとともに、拠点病院、短期一時入院の受入れを行う協力病院及び連携病院によるネットワークを構築し、適切な医療の提供や相談支援を行います。
(保健・疾病対策課)
- 難病患者の不安解消を図るため、医師、看護師、社会福祉士等による相談支援や交流会を実施するとともに、保健師による家庭訪問により個別相談を行います。
(保健・疾病対策課)
- 難病患者及び家族が、地域の中で安定した在宅療養生活が可能となる体制の構築に向け、「難病対策連絡会議」の設置など、医療・福祉関係者等との連携を進めます。
(保健・疾病対策課)